

# 告示

## 埼玉県告示第千二百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

上栢間特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

久喜市菖蒲町上栢間地内において、県道川越栗橋線と栢間赤堀との交点（赤堀橋）を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市と桶川市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市、桶川市と久喜市の境界点に至り、同地点から鴻巣市と久喜市の境界に沿って北西に進み、県道行田蓮田線との交点を経て、さらに北東のち南東のち北東のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域（神明神社鳥獣保護区を除く。）

（面積 二百五十・三ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器